

## 日置市有財産活用サウンディング型市場調査実施について

市有財産（土地・建物）を活用した新たな歳入確保の可能性について、民間事業者の皆様との対話による「サウンディング型市場調査」を実施します。

### 1 調査の目的

サウンディング型市場調査とは、民間事業者がもつ経営ノウハウやアイデアを活用した公民連携手法の可能性を調査するものです。

民間事業者の皆様との「対話」を通じて、**自由かつ実現可能な活用アイデアを広くお伺い**し、今後の事業実施を検討する際の参考とします。

調査対象である市有財産（土地・建物）を活用した新たな歳入確保の可能性について、例えば、「ネーミングライツ」、「空きスペース活用」、「施設の民間移管」及び「市有財産の売却・貸付」などについて、民間事業者の皆様との対話を通じて今後の事業化の可能性を検討することを目的としています。

### 2 調査スケジュール

調査（個別対話）の実施については、30分～1時間程度で参加事業者と日程調整し、原則として、日置市役所本庁舎で対話をさせていただきます。

### 3 調査（個別対話）の概要

#### (1) 調査（個別対話）の申し込み方法

参加を希望される方は、様式1「（個別対話）参加申込書」を記入の上、電子メールにて御提出ください。タイトルは「個別対話参加申込書」としてください。

ア 調査（個別対話）実施期間：**期間は定めず、通年で実施します。**

※都合の良い日時で30分～1時間程度

イ 調査対象：日置市の全ての市有財産（土地・建物）が対象です。参考として、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画等を添付していますので御参照ください。

ウ 対象者：特に業種の指定はありません。本調査に興味を有する法人または法人のグループ（個人での申込みはできません）

エ 提出場所 日置市総務企画部財政管財課

日置市伊集院町郡一丁目 100番地 099-248-9402

## (2) 調査（個別対話）の実施方法

市有財産活用を前提として、御意見・御提案をお聞かせください。

なお、自らが事業の実施主体となることを前提とし、実現可能な御意見・御提案をお願いします。

提案説明のための資料提出は求めません。（必要な場合は持参いただいても結構です。）調査（個別対話）は、事業者の皆様から一括して御説明いただいた後、市側から質問等をさせていただき、予め定めた時間内で行います。一部お答えいただけない項目や内容があっても構いません。

## (3) 調査結果概要の公表

調査結果の概要については、原則として、後日ホームページで公表します。公表内容については、事前に参加事業者の皆様を確認をしたうえで、参加事業者の名称、知的財産にかかる内容などについては公表しないこととします。

## (4) 留意事項

### ア 参加及び対話内容の扱い

- ・調査（個別対話）内容は、調査時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことを御理解ください。
- ・調査（個別対話）をもとに事業化の可能性について検討を行います。

仮に事業化する場合には、原則、公募により事業者を選定するものとしませんが、提案自体に知的財産的なノウハウなどが認められる場合は、随意契約により提案者を事業実施者として選定、若しくは公募審査の際に提案加点するなどインセンティブの付与を行う場合があります。

### イ 追加調査（対話）への協力

- ・必要に応じて、追加調査（対話）や文書照会、アンケート等を行うことがあります。御協力をお願いします。

ウ 調査（個別対話）に関する費用・調査（個別対話）への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

エ 参加除外条件

・次のいずれかに該当する場合は、調査（個別対話）の対象者として認めないこととします。

- ①会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ②法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に禁錮以上の刑に処せられている者がいる。
- ③法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号」に規定する暴力団の関係者又は暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいる。

4 問合せ先

〒899-2592 日置市伊集院町郡一丁目 100番地

日置市総務企画部財政管財課財産活用係

電話 099-248-9402

電子メールアドレス zaisan@city.hioki.lg.jp